

いレベルにとどまっている中で、やはりそこは、火力発電ということ、化石燃料に頼らざるを得ないという問題点もあるわけであります。

こういう問題点を、例えば、今おっしゃったように、水素による蓄電技術などによってカバーをしながら再生可能エネルギーを最大限導入をしていくということは非常に重要だというふうに思いますが、まずは、今、二二から二四というエネルギー基本計画の目標、これだけでも、水力を除くと、今ある再生エネを倍にしなければいけないというかなり野心的な目標ですから、まずはこれをつかりと達成する努力をしていきたい。

その上で、別にこれは上限と言うつもりはありませんので、更に技術革新、コストダウン等で進められるのであれば更に進めていくということになると思います。

○柴山委員 時間が過ぎました。

以前、世耕大臣がおっしゃったとおり、その不安定な再生エネを調整するために、欧米で行われているコネクト・アンド・マネージという調整制度を検討しているということですから、既存電源、火力や原子力もしっかりと含めたコネクト・アンド・マネージ制度を構築していただくことを心からお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○河村委員長 これにて柴山君の質疑は終了いたしました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。長妻昭でござ

います。

平昌オリンピック、日本選手の活躍、メダルが続いておりますけれども、さらなる活躍を期待をするものでございます。

そして、政府に、安倍総理含めてお願いがあるのですが、昨年の八月から、年金の受給資格が十年以上の、年金保険料、延べで支払いされる方に受給ができるということになりました。

日本はこれまで、延べ二十五年年金保険料を払っていないと一円も年金をもらえない、世界でも相当厳しい要件だったものが、十年以上払えば支給されるということで、無年金の方々に對して相当な朗報だと思います。

これは民主党政権で法案を提出して、それを与党も受け継いでいただいて、そういう形に相なつたわけでございますが、しかし、多くの方がまだ申請に來られておられないということでござい

ます。これは空期間もありますので、無年金の方は一応、全ての無年金の方が年金事務所にてぜひ相談をしていただきたいし、政府としては告知をもっとしていただきたい。もらえる方でもらっていない方が大変多いということも、テレビ、ラジオを聞いていただいている方にも申し上げたいと思いますので、政府もよろしくお願いいたします。

そして、この連休中にニュースがありました。日銀総裁が続投する、こういう断定的な報道がございましたけれども、総理、これは真意はどういうものなんですか。

○安倍内閣総理大臣 まだ、日銀総裁の人事は全く白紙でございます。

○長妻委員 これは断定的に報道が各紙で出て、情報管理の問題があるのかどうかはわかりませんが、いづれ、日銀総裁の件については、国会同意人事ですから、議論があるというふうに思っています。

二〇一三年三月、黒田総裁就任のときに、物価上昇率二％を二年程度で実現すると公約をされましたけれども、それがいまだに達成されずに、六度も、六回もその達成時期を先送りしたというようなこと。そして、日銀の国債保有額が国債総残高の相当数を占めるようになってしまったということで、国債の健全な市場機能が損なわれている。あるいは、副作用も顕在化しつつあるのではないのか。いわゆる財政ファイナンスになっているのではないのか。

これは相当な議論が必要だと思いますので、ぜひ総理におかれましては、この二％の物価上昇の目標の是非も含めて、きちっと、その手法も含めて、検証しないままの続投というのはこれはあつてはならないと思っておりますので、ぜひ検証も政府がまず検証結果を国会に提出をして、そして国会でもきちっとした議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、森友学園の問題を質疑をさせていただきたいと思います。

これも、先週の金曜日でございますが、突然、森友学園事案についての法律相談の文書、こういう

う分厚いものが国会に出てまいりました。これはちゃんと製本されているんですね、きれいに。こういうものは、もっと初めに提出していただきたかったわけでございます。

新たな文書、二十件で三百ページでございますけれども、会計検査院の検査が終わったら、我々が求めていた資料がどんどん出てくるじゃないですか、国会に。何で検査前に出さないんですか。小出しに小出しに出して、我々も、こういう新しい資料が出てくると国会でやはり質問せざるを得ないし、あのとき何でこれを出してこなかったのかということは、強く抗議を申し上げたいと思います。

その上で、安倍総理にお伺いしたいのが、佐川国税庁長官の人事についてでございますけれども、たびたび国会でも言及されておられて、国税庁長官の人事については最もふさわしい人材を配置するというところで、佐川さんが国税庁長官に最もふさわしい人材だというふうに国会でおっしゃっておられるわけでございますけれども、これは、今もその思いには変わりはないんですか。

いや、総理がおっしゃっているから。総理が、適材適所で最もふさわしい人材だと、参議院の本会議で昨年の十二月四日にもおっしゃられています。今も総理はそういうふうにお考えになっておられるのかという、総理の御意見を聞いているんです。いや、総理の御意見を聞いているんです。いやいや、ちょっと待ってください。総理が、最もふさわしい人材だというふうに佐川さんのことをおっしゃっておられるので、それは今も変わ

っていないんですかと。いや、変わっておられるんだったら変わったというふうにおっしゃっていただければ、それは私も歓迎する答弁になるわけですよ。（発言する者あり）その手には乗らないって、これはゲームじゃないんですよ、菅原理事。何を言っているんですか。

○河村委員長 先に、任命権者、財務大臣。

○麻生国務大臣 国税庁の長官人事につきまして、は、これも全て他の人事と同じくでありまして、それぞれのポストにふさわしいということで、適材適所ということで配置する考え方に基づいて行っておりますし、具体的に、以前、国税庁の次長をやっておりますし、大阪国税局長をやっておりますし、徴税分野に関する経験とか、また、主税局の審議官など、いわゆる税制の企画立案の経験も豊富であることに加えて、多種多様な課題の解決に当たってきた人物でありますので、国税庁長官としては適任だと判断したものでありまして、事実、国税庁長官としての職務を適切に行っていると考えておりまして、その職責を果たしてもらいたい、そう思っております。

○安倍内閣総理大臣 財務大臣から答弁したとおりであります。

○長妻委員 自分の言葉で語るの、何か不都合があるんじゃないでしょうか。

そうすると、総理、確認ですけれども、佐川長官は国税庁長官に最もふさわしいと今でも思っておられるということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 任命権者である財務大臣から答弁したとおりであります。

○長妻委員 あれだけ昨年は国会でおっしゃっておられたのに、今ははっきりとおっしゃらないわけがあります。

そして、先ほど申し上げましたこの新たな文書でございますけれども、これについて、いろいろな事実が書かれているところであります。

例えば、パネル二を見ていただきますと、これは新たに出来た資料のコピーなんです。これが、例えば、下の方の赤線で引いてある、平成二十七年一月九日、「不動産鑑定士からの貸付料鑑定結果が出たことから、当局が学校法人を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。」当局というのは近畿財務局だと思えますけれども、学校法人というのは森友学園でありますけれども、概要を伝える、貸付料の、こういうことが明記をされているわけがあります。

その一方で、佐川理財局長時代の佐川さんの国会の答弁では、賃貸価格について学園側に先に伝えて交渉することはない、こういうふうに国会でおっしゃっておられて、これは全然逆ですよ、佐川さんの答弁と。こういう問題が出てきているわけでございます。

そしてもう一つは、先週の金曜日、麻生大臣から御答弁がありまして、この新たに公表された資料というのは、これは交渉記録ではないと。

つまり、交渉記録だと政府がこれを認めてしまうと、佐川さんが局長時代に、交渉記録は廃棄した、もう存在しないんだというふうなことをおっしゃっているのです、それにそこを来すと思ったのか、交渉記録じゃないというふうに言い張ってお

られるわけでございますけれども、麻生大臣、これは誰が見ても交渉記録だと思うんですが、なぜこれは交渉記録じゃないんですか。

○麻生国務大臣 御指摘の答弁というものは、これは森友学園に貸付料を伝えたのではないかとの御指摘があったことから、昨年の三月に、当時の担当者に確認を行って、賃料の算定方法について問われ、土地の評価額と利回りにより算定することになるとの説明をしたが、具体的な金額を提示したことはない旨、財務省より答弁をいたしましたものだと思っております。

この法律相談の文書の記録を読みますと、用語が厳密に使われているわけではありませんが、また改めて当時の担当者に確認を行っておりますが、以前と同様の回答であったということをお伝えいたしておきます。

○長妻委員 ここに「国の貸付料の概算額を伝える。」と書いてあるんですよ。そうしたら、佐川大臣も誠実に答弁されればいいじゃないですか。金額そのものを一円単位では伝えていないけれども、概算額は伝えましたと当時答弁すりゃいいじゃないですか。うそに近いと言っても過言じゃないんじゃないですかね。これは相当おかしいと私は思うわけでございます。

そして、麻生大臣は私の質問に答えておられないんですけれども、これが、例えば、新たな資料には、三ページにわたって交渉記録が時系列的に、森友学園と財務省近畿財務局との交渉記録が事細かに書いてあるわけですよ。これは交渉記録じゃないと。あるじゃないですか、交渉記録。これを

交渉記録じゃないというのは、どこが交渉記録じゃないんですか。

○麻生国務大臣 公表させていただきました法律相談の文書というのは、これは法的な論点について近畿財務局での検討を行った資料ということだと思っております。

したがって、検討を行うために必要な情報として、相手側の主張とか当方の考え方が含まれているんだと存じますが、具体的に相手方とのやりとりを記録したいいわゆる応接メモとか、また面接記録、面会記録ではありません。

なお、財務局において、いわゆる相手方との面会記録等の保存期間は一年ということにいたしておりますので。一方、法的な論点につきましては、法曹資格者を有する法律部門、いわゆるソウカツホウムソウカツカン等々に対して行った法律相談の記録は五年ということにいたしているところだと思っておりますので、このような、文書によって保存期間が異なっておりますので、求められた内容に応じて保存されている文書をお示したものであります。

○長妻委員 麻生大臣、これは中身をちゃんと見ているんですか、この資料の。法律相談の部分もありますよ、確かに。法律相談の部分もあるんですが、その法律相談の部分の附属資料として交渉記録が書いてあるわけですよ、ここに。出ているんですよ。

もっと正確に言うと、佐川理財局長、当時は、交渉記録という言葉でなくて、面会等の記録については破棄した、記録が残っていないということ

をおっしゃっておられるわけで、これは交渉記録でもあり、面会等の記録になるわけじゃないですか。

何で、あれだけ国会で言ったとき、これを出さないんですか。ここまで出ても麻生大臣は、これは交渉記録でないと言い張るんですか、これがもう出た後にも。これは国民の皆さんから見て、これはどう考えても皆さん首をかしげる話だと思いますよ。

○麻生国務大臣 これはあくまでも法律相談等々のものであって、面会記録ではないということははっきりしております。

○長妻委員 それだったら、日本語で国会のやりとりというのは成り立たないじゃないですか。面会等の記録でもない、交渉記録。交渉記録がありますかと言ったとき、ない、ない、ないと。これがあると言えればいいじゃないですか、こういう交渉記録が。

成り立たないですよ、それは。何か今の麻生大臣の答弁だと、交渉記録というのは、何か厳密に定義して、それはないというふうなお話ですけども、じゃ、こういう記録があるというふうなことを、何であれだけ長時間、何度もいろいろな角度から質問したときに、知らぬ存ぜぬを言われたんでしょう。

これは、例えば、佐川国税庁長官を罷免する署名というのが、今、市民団体の皆さんが始めているところでございますけれども、そこに寄せられた意見、たくさんございます。

例えば、栃木県の方から寄せられた意見は、印

刷工場で自分は経理を担当していて、つい先日税務調査を受けました、こちらは一つの仕訳をするにも関連する書類の保管に神経を使っています、民間企業には七年も資料保管を求めているながら、国民の財産を取引した経緯が一切残っていないなんて、ふざけるなど言いたい、税務調査の際には、民間企業で紛失したと言えれば隠蔽を疑われるのに、役所ではそれがまかり通る、そんなのは間違っていますと。これはそのとおりだと思いますよ。

麻生大臣、国税庁に苦情の電話とか、どんな電話が寄せられていますか。

○麻生国務大臣 佐川長官に対する意見につきましては、人事に否定的なものとか、書類の保存に言及したものもあるということは私どもも聞いております。

いずれにいたしましても、国税当局においては、納税者と接する場合におきましては、それは法令の内容や申告の方法などについて必要に応じて丁寧に対応するというのは当然のことだと思いますが、同時に法令にのっとって対応しているところでありまして、今現場において、現在、例年と比較して特段の支障が生じているということは聞いておりません。

○長妻委員 現場に支障が何にもないからいいんだと言わんばかりの今の答弁。

佐川長官は、「全国税」という会報紙があるんですが、そこに出ておりました。こんなことを長官就任後、おっしゃっておられます。年が明ければいよいよ確定申告が始まることになるが、円滑な確定申告ができるよう対応をお願いすることに

なる、職員に対して言っているんですね。現場において納税者からさまざまな御意見が寄せられていることも承知している、このように、職員の皆さんには、特に年明け以降、御苦勞をおかけすることになるということで、大変、人ごとのような形でおっしゃっておられるわけでありまして。そしてもう一つは、記者会見の問題であります。

これも、私も非常に腹が立つわけでございますけれども、総理大臣も麻生財務大臣も、記者会見はしないでもいい、税金以外の質問が飛ぶからそれはしないでもいいんだ、こういうふうにおっしゃるわけでございます。

過去、調べてみますと、さかのぼれるところまでさかのぼると、歴代の長官は、就任記者会見、全員されておられる。佐川長官だけがされておられない。

今週の金曜日ですよ、確定申告が始まるのは。こんな逃げ回って、自分は国会にも来ない、会見もしない、でも国民の皆さんは確定申告、来い、来てくれ。こんなの、道理が通るんですか。

○麻生国務大臣 先ほども答弁をさせていただきましたが、私どもとしては、少なくとも現場におきまして、今までのところ、例年と比較して特段の支障が生じているわけではないということを申し上げておりますけれども、現実を申し上げます。

その上で、あしたから起きるかどうなるかわからぬぞというお話だと思いますが、それは当然、そういうことも起きるということは十分にあり得ると思っておかないかぬと思いますが、私ども

といたしましては、必要に応じて丁寧に説明をさせていただきますと考えております。

○長妻委員 ちよつと聞かえなかつたんですけれども、何が起きるかもしれないとおっしゃったんですか。

○麻生国務大臣 いろいろな苦情が起きるんじゃないかということをおっしゃいましたから、そういうことも起きるかもしれないことだと思います。

○長妻委員 苦情が起きるかもしれないって、もう起きていますよ。鈍感過ぎるんじゃないですか、麻生さん。ちよつと浮世離れされているんじゃないですか。

先ほどの長官の罷免を求める署名に寄せられたメッセージ、いろいろあります。書類を保管しなくてもよい、こんなことを我々もしてもよいのですか、これが通るのでしようとか、国民と政府・与党のどっちを向いて仕事をしているんですか、ばかりしくてやっていられないですね、ふざけないでもらいたいです、あなたみたいな公務員は納税者の敵、即刻やめてくださいとか、相当激しい、これも、ちよつと激し過ぎるのを除いて私はここで紹介しているわけでございますけれども、本当にこういうようなことで税の信頼が保てるのか。

この四枚目を見ていただきますと、これも皆さんがおっしゃられることですけれども、帳簿は保管期間は七年だと、国民の皆さんに対して、確定申告。そして、書類については、決済に関して作成した棚卸表などは五年だ、こういうふうに決まっている。七年とか五年とか、確実に保管しな

やいけない、こういうことが。

にもかかわらず、本人は、交渉記録は捨てちゃってないとおっしゃって、後から、会計検査が終わってから出してくる。

これは官僚だけの責任じゃないですよ、監督責任ですよ。もっと言えば、総理大臣の責任もありますよ。だって、会計検査院はあの価格は適正でないというふうに判断をしたにもかかわらず、総理は、適正だ適正だとずっとおっしゃっていた、その答弁の責任というのでも免れないと思います。

麻生大臣に聞いてもらいが明きませんので、総理にぜひ聞きたいのは、例えば、せめて記者会見ぐらいはした方がいいと思いませんか、総理。いかがですか。いや、これはさっき聞きましたから。いや、総理ですよ。記者会見ぐらいさせてくださいよ、総理。

○河村委員長 まず、記者会見に対する財務大臣の見解を求めます。（長妻委員「いや、総理に聞いているんです。おかしいですよ。委員長、公正な議事の進行をお願いします、公正な議事の進行を」と呼ぶ）

○麻生国務大臣 御指名をいただきましたので。

就任の記者会見につきましては、就任に当たっての長官の抱負などの文書で既に公表をいたしております。国税庁長官の就任に当たりまして、適切な対応は行われていると考えております。たびたび申し上げてきております。

いずれにしても、前職の理財局長の折に、国会においてさまざまなことについてお答えをいたしておりますが、前職のことについて、国税庁長官

としてお答えする立場ではないという点も御理解いただければと存じます。

○長妻委員 いや、総理に聞いているんです、総理。記者会見、せめて出てくるということは必要だと総理は思いませんか、総理。

○安倍内閣総理大臣 所管の大臣は財務大臣でございますので、財務大臣が答弁したとおりであります。

○長妻委員 血も涙もないというか、これほど国民の皆さんの怒りがあるのに、しかも、これだけこの証拠の文書も出てきて、交渉記録や面談等の記録がここに入っているわけでありますから、こういうことがまかり通ると、国会というのは日本語でやりとりしているわけですから、成り立たないですよ。

これは、委員長に、国税庁長官証人喚問、そして安倍昭恵夫人証人喚問、これを強く要請をしたと思います。

○河村委員長 理事会で引き続き協議させていただきます。

○長妻委員 そして、佐川長官におかれましては、説明責任を果たした上で、御自身で判断をされて身を処していただきたいということも申し上げておきます。

これは、麻生大臣、こういう資料はもう最後でしょうね。まだあるんですかね、財務省の中に。もうこれで一切ないと。全部出しているんですか、これ。本当にこれで最後ですか、麻生大臣。

○麻生国務大臣 この森友への国有地の売却に係る行政文書につきましては、売却の決裁文書、鑑

定評価書などこれまでも相当量の資料を提出させていただいているところだと思いますが、今般の開示請求への対応の中で判明した法律相談の文書をお示しさせていただいたところであります。

いずれにしても、今後も、御要請があり、仮に該当する資料があれば、私どもとしては、資料の内容の確認など一定の時間をいただく必要はあろうとは思いますが、提出に向けて努力をしております。

○長妻委員 仮に該当する資料があれば。全部出してくださいよ。何をやっているんですか。本当に、国会をなめるなど言いたいよ。これだけ時間を使って何なんだこれはと私は本当に腹が立つてくるわけがあります。

次に参りますけれども、働き方改革ということでありますが、これは総理とも前回、一月二十九日、質疑をいたしました。裁量労働制という働き方を営業にまで広げると。営業といっても全ての営業ではない、限定だということなんですけれども、それを広げること、過労死の御遺族の方々も、これで時間管理ができなくなって過労死がふえるとおっしゃっておられて、私もそう思います。

これに関して、総理がこういう発言をされておられます。これは、私が聞いたときに総理は、「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方であれば一般労働者よりも短いというデータもある」ということなんです。総理、この根拠データというのは本当に正しいんですか。

○安倍内閣総理大臣 裁量労働制は、みずからの

裁量で時間配分や出勤時間などを決めることができる、自律的で創造的に働く方を対象とする制度であります。

先日の本予算委員会においては、私から、厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方であれば一般労働者よりも短いというデータがあると答弁をいたしました。これは、ふだん、裁量労働制の方が労働時間が長くなるとの御指摘を受けていることを踏まえ、こうしたデータもあるという例として御紹介をしたものであります。

しかし、JILPT、独立行政法人労働政策研究・研修機構のアンケート調査によると、一カ月の実労働時間を見た場合、裁量労働制の方が一般の労働者の方よりも労働時間の平均値が長いとのデータとなっています。前回厚生労働省の調査しか紹介しなかったとの御指摘もございしますが、こちらの調査では労働時間の平均値を調査しているというところで、紹介をさせていただきたいと思えます。

ただし、このアンケート調査は、調査時点で裁量労働制で働く方と一般労働者の方の労働時間をそれぞれ調査したものであり、裁量労働制が適用されることによって、適用される前よりも労働時間が長くなることを示したのではない、このように認識をしております。

○長妻委員 いや、これは驚きました。今のは総理、そうすると、実は、だから総理がこれをおっしゃったのは、平均じゃないんですよ、労働時間の。平均値は、今おっしゃったように、独立行政

法人労働政策研究機構がきちつと調査をして、一般労働者よりも裁量労働制の労働者の方が労働時間の平均値は長いというきちつとしたデータがあるにもかかわらず、これを一切おっしゃらないで、知っていながらおっしゃらなかったら罪は大きいと思うんですが、今多分知らされたのかもしれないと思うんですけれども、そういう情報の上げ方、管理も私は問題だと思っております。

では、総理がその一方的なデータだけ言つて、いやいや、裁量労働制は一般労働者よりも労働時間が短いというデータもあるんだよ、余り気にしないでもいいというのか、長時間労働になるなという指摘は当たらないんだよという趣旨でおっしゃったから、新聞も、翌日の新聞が、例えば日経新聞、首相は裁量労働制で働く人の労働時間は平均で一般の労働者より短いというデータもあると説明したと。あるいは、読売新聞に至っては、社説で、安倍総理は裁量労働制で働く人は一般労働者より労働時間が短いとの調査もあると反論したというところで、国民の皆さんは、これだけ見ると、こういうデータが一方的にあるんじゃないのかというふうにも感じるわけでございます。

では、総理がこういうデータもあると言ったデータ、私、厚生労働省にどんなデータですかとお伺いしましたら、次々におかしい点が出てまいりました。

例えば三枚目でございますけれども、八です、ね、失礼しました。これは、これに基づいてデータがつくられたということなのでありますけれども、一般の労働者の平均的な人、平均的な者の残業時

間、法定時間外労働の実績というのと一日の裁量労働制の労働時間を比べたわけでございますが、その比べる根拠となっている一般の裁量労働制でない労働者の残業時間について、一日の残業時間が一時間三十七分だから、そこに八時間を足すと九時間三十七分である、そして、裁量労働制の方々の労働時間は一日九時間十六分だから、九時間三十七分と比べて一般の方が長い、裁量労働制の方が短いというような形で答弁をされたわけです。

ところが、同じ人を調査した調査で、同じ人にもかかわらず、一週間だと、残業時間、一週間の延べ残業時間が二時間四十七分というところで、データが非常におかしいんです。普通は週五日で五倍ぐらいにならないといけないのに、この一日のデータというのは間違いなんじゃないですか。

○加藤国務大臣 まず冒頭、年金の受給期間の短期化に関して、これは、施行が去年の八月であります。既に十月から支給がスタートしております。対象になる方についても、これまで資料等通知しておりますけれども、さらに周知徹底には励んでいきたい、努力していきたいというふうに思っております。

その上で、今の御指摘も含めて、委員会あるいは各党からいろいろ御指摘をいただいておりますので、私どもとしては、今、データにもう一度当たりまして精査をさせていただいている、こういうところでございます。

○長妻委員 これはどうなっているんですか。だって、一国の総理大臣が、裁量労働制の方が一般

労働者よりも短いデータもあるという根拠について、精査するというのはどういふことですか。正しくなかった可能性があるということなんですか。これは大変なことですよ。生き死にかかっているんですよ。死屍累々なんですよ、裁量労働制で過労死されておられる方、御遺族、お話を聞きましたけれども。

○加藤国務大臣 これは、実際、それぞれの監督官がそれぞれの事業所に回ってヒアリングをして調査をした、こういうことでございまして、その結果として今お示しのようなデータをまとめている、これはそれぞれ事実でございします。

ただ、それぞれが、例えば私の承知している限りでも、データによって、特に、どう言えいいんですかね、補正というんでしょうか、そういったものもしているものもあるというふうに聞いております。補正というのは、要するに、業種別の人口を踏まえてもう一回その調査をつくって、これは普通よくやる手法でございしますから、そういったものがなされているということ、これは報告書の中にも書かせていただいているところでありますけれども、それらも踏まえて、実際データがどうなっているかを今精査をさせていただいて、こういうことであります。

○長妻委員 これ、前提が全く崩れるわけですよ、総理。

そうしたら、総理、この発言、一回撤回をさせていただきたい。一旦撤回をさせていただきたい。そうしなければ、これ、質問できません。続けられません。

○安倍内閣総理大臣 今私が答弁をさせていただいたように、調査結果については厚生労働大臣が精査すると答弁をしていると承知をしておりますが。

いずれにしても、裁量労働制のもとで働く方の中でも、労働時間の長い短いさまざまなものであると考えています。健康確保措置、みなし時間と実労働時間の乖離の是正など、長時間労働対策をしっかりと進めていくことが重要であると思います。

そうした意味におきまして、労使委員会が決議した健康確保措置を必ず実施させること、客観的な方法によって労働時間を把握し、実際に働いた時間が労働時間となった方には医師による面接指導を行うことを義務づけていることとしております。加えて、みなし労働時間と実労働時間の間に乖離がある場合には労働基準監督署がその適正化に向けた指導を行っていくということになっているわけでありまして、いずれにいたしましても、厚生労働大臣が精査すると答弁をしていると承知をしております。

そしてまた、私が答弁をいたしましたのは、厚生労働省の調査によれば、まさにこれは厚生労働省の調査によればですから、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば、これは平均的な方で比べれば、こういうふうに申し上げているわけでありまして、この平均的な方という意味についてはまた厚生労働大臣から答弁をさせていただきたいと思いますが、一般労働者より短いというデータもあるということを申し上げたわけでありまして。（発言する者あり）

○河村委員長 長妻君。（発言する者あり）

長妻君、問題点を指摘してください。答弁に対して指摘をしてください。

○長妻委員 では、もう一回だけ言いますけれども、総理、こういうデータもあるというふうには総理は確かにおっしゃいましたけれども、データもあるというそのデータ自体が信憑性が疑われる事態に今なっているということですから、一回撤回してください。

○安倍内閣総理大臣 私が答弁した段階においては、確かに厚生労働省においてはそういうデータがあったわけでありまして、平均的な方、いわば平均というふうには申し上げていないわけでありまして、平均的な方というふうに申し上げているわけでありまして、その平均的な方とは何かというところについて先ほど厚生労働大臣から答弁をさせていただいたところでございますが、その中において委員の指摘もございましたので、もう一度精査することである、こういうことではないか、このように思います。

○長妻委員 これは本当に大丈夫なのかと思うわけがあります。

そうしたら、もう一つ、九のデータもいただければ。

そうした一般労働者の、だから私も、平均的な者というのはそのとおりなんです、総理がおっしゃっているのは、別にそれを否定しているわけじゃないんです。

平均的な者の一般労働者で一日の法定労働時間、これが非常に長過ぎるので調べてみますと、事業

所を相当、何千の事業所を調べておられますけれども、例えば、その事業所の中で一般的な労働者で平均的な勤務時間の人をピックアップしたとしたときに、その人が残業が十五時間を超えている、残業だけで。そういう方が九事業所九人いらっしゃる。これは平均的な、九事業所の中で平均的な勤務時間の労働者をピックアップしたときに、残業だけで十五時間を超えるというような事業所、これが平均的ですよと、八時間を足すと二十三時間になるわけですね、一日。一日二十三時間の勤務が平均的な者であるという事務所が例えば九事業所あるということで、加藤大臣、本当ですか、これは。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた調査においてそういう結果があるということは、そのとおりであります。

○長妻委員 じゃ、これは事実なんですね。

○加藤国務大臣 ですから、調査において私どもが得たデータにはそういうものもあるということは、そういう形で見せをさせていただいているわけでありまして、先般も、この委員会ですうした御指摘もありましたので、もう一回そのデータを精査させていただいている、こういうことでございます。

○長妻委員 平均的な人で一日二十三時間の勤務、これが平均的なうちの事業所の者であると。

これは、でも、きちっとやはり認めないといけないと思うんですね。本当にこういうことが、あり得ないと思うんですね。

ですから、まさかそういうことではないと思いま

すけれども、裁量労働制の勤務時間を短く見せるために一般労働者の平均的な者の勤務時間をふやすような、そういう力が働いてそういうふうに出てきたとすればこれは大変大きな問題だと思えますし、総理はやはりまずはこのデータを撤回していただきたいと思えますし、JILPTの、独立行政法人のデータがあるにもかかわらず、それをおっしゃらないで片方のデータだけをおっしゃるという、その答弁の仕方自体も私はフェアじゃないということも申し上げたいというふうに思います。

これは、いずれにしてもこれから続く問題でありますから、これからも指摘をして、質問を続けていきたいと思えます。

そして最後に、これは総理とずっと議論をしてまいりました、労働法制は総理は岩盤規制だとおっしゃる。これは、岩盤規制に穴をあけるにはやはり総理大臣が先頭に立たなければ穴はあかないわけです、こういうふうにおっしゃって、緩める一方がいいというふうな、労働法制に対して価値観を持つておられるということでもあります。

次の資料、十。

総理、結局、結果として稼ぐ力を上げる、これは我々も思っている一緒なんですよ。日本の労働生産性を見ていただきますと、先進国で二十位まで下がってしまった。OECD平均、先進国三十カ国の平均よりも下であるということです。

この原因として、十一ページ、内閣府が、私が資料を要求したら、初めて認めました。ここにあります内閣府の公式文書でありますけれども、非

正規雇用比率が高まると、必要な技能や労働者の熟練の貯蓄がなされず、労働の質が低下し、労働生産性を押し下げる可能性がある、こういうふう言っているわけですね。

ですから、労働法制を緩めれば緩めるほどいいんじゃないかと、非正規雇用がふえて、結局、労働生産性、稼ぐ力も低下をする、こういう力が働くわけでありまして、総理の労働法制観を変えていただきたい。

ゆとりある働き方をするために、労働法制の規制を緩める一方ではなくて、強めるところは強めるべきだ。それが結果として高付加価値を生み出し、稼ぐ力が上がる。ゆとりある働き方を実現しなければ、高付加価値を生み出す稼ぐ力は上がりません。そのために、労働法制は緩める一方でなく、規制を強めるところは強めるべきであるというのが我々が考える労働法制観なんですけれども最後に、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 まず、この非正規雇用比率と労働生産性との関係については、個々の非正規労働者の能力など、さまざまな要素が影響を与えると考えられます、一概には申し上げられないと思えます。しかしながら、一般的に申し上げます、非正規雇用者は正規雇用者に比べて職業教育訓練による人材育成機会が少ないと見られることから、非正規雇用比率が高まると、必要な技能労働者の熟練の蓄積がなされず、労働の質が低下し、労働生産性を押し下げる可能性がある、こう考えております。

そうした観点も踏まえまして、同一労働同一賃

金、これは初めて導入するわけですが、これを導入していきたい、こう考えているところがございます。

そして、さらには、先ほど規制も必要ではないかというふうにおっしゃったわけですが、まさに労働基準法が始まって、初めて労使が合意をして、時間外労働の上限規制、これは罰則つきですから、大変厳しいものを初めて導入するわけでありますから、そういうことはしっかりとやっていく。

と同時に、柔軟な働き方を求めている方々もたくさんいるわけであります。まさにワーク・ライフ・バランスをきつちりと確保していくためにも、我々はこの労働法制の大改革を行っていきたい、このように考えております。

○長妻委員 これで終わりますが、上限規制といっても、月百時間までオーケーと、過労死ラインを優に超えています。抗議をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○河村委員長 これにて長妻君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 希望の党の階猛です。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、岩手県の議員でありまして、東日本大震災の復興について、きょうはいろいろとお尋ねしてまいります。

パネルをこちらになつていただければと思いま

す。

東日本大震災が起きてから、来月で七年になります。本来であれば、避難された方がもう戻ってきていい時期なのでございますが、直近の復興庁のデータによれば、応急仮設住宅等で避難されている方が五万五千人余り、また親族や知人宅あるいは病院等にいらつしやる方も含めると七万五千人余りということで、まだまだ復興は道半ばであります。

そして、年ごとの人口の移動を見ると、また新たな問題点がわかってきます。

二〇一一年、震災が起きた年です。被災三県、岩手、宮城、福島で合計四万一千人、こういう多くの方が県外に移動されました。そして、二〇一二年、二〇一三年、流出数はだんだん減ってきました。減ってきた大きな原因は、私たち民主党政権のときに始めました復興の事業、これがだんだん軌道に乗ってまいりまして、二十五歳から六十四歳、このグラフでいいますと赤いラインの部分です、この働き盛りの方々が、復興特需でどんどん被災地に入ってきた。そして、二〇一四年がそのピークでありました。それから、二〇一五年、二〇一六年、復興需要が一段落するとともに、今度は二十五歳から六十四歳の方も流出に反転して、そして直近、二〇一七年、総務省が先日公表しましたけれども、一万四千人のマイナスということになっております。

七年間、平均してみますと一万二千人余りのマイナスですが、年齢別に見ますと、六十五歳以上は途中からほぼ横ばいとなつていまして、平均す

ると七百四十六人。二十五歳から六十四歳は、先ほど言いました復興特需によるアップダウンがありまして、マイナス六百九十九人。それに引きかえ、若い人たち、マイナス一万一千人余りということ、まさに被災地の将来を支える若い人たちの流出がとまらない、こういう状況であります。

大変深刻な問題でありまして、人口減少は自然減の方に注目が行くわけでありすけれども、社会減によって若い世代がいなくなるといことは、将来の御夫婦がいなくなる、そして子供もいなくなるということ、大幅な自然減にもつながってくるわけがあります。

こうした数字を見ていただいて、総理に伺いますけれども、こうした人口流出が加速している東日本大震災の被災地、どうしてこういう状況になつていると総理はお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まず、都市部への人口流入であります。これは、もちろん被災地で実際そういうことが起こっているのも事実でございますが、全国でそれは、地方から東京へという流れがあるわけでございます。被災前もそういう流出が、被災地も事実としてあったわけでございます。

東京圏への転入超過は、高度成長期の三十八万人余りがピークであります。バブル景気の八〇年代後半やリーマン・ショック前の二〇〇〇年代後半にも十五万人を超えるなど、中長期的に見て、景気がよくなると大きくなる傾向があります。

政権交代後も、アベノミクスによる景気好転を受け、当初は増加傾向にありましたが、史上初めて四十七全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を